

## 山形市自律型人材育成行動計画策定業務委託要求水準書

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

山形市自律型人材育成行動計画策定業務

#### (2) 業務目的

昨今の社会情勢はめまぐるしく変化しており、少子高齢化、個人の価値観の多様化、大規模災害や感染症などの新たなリスク、デジタル社会の進展等により、行政経営においても従来の枠組みにとらわれない柔軟かつ戦略的な対応が求められるようになっている。

このような状況の中で、より質の高い行政サービスを維持・向上していくためには、限られた人員のもと、職員一人ひとりが最大限の力を発揮することができる組織づくりが不可欠である。

山形市では令和8年8月に、「チャレンジ精神を持って、自分から行動できる人材」を育成するための「山形市自律型人材育成基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定した。

本業務では、基本計画で掲げた方針を実現するための行動計画を策定し、一部の方針については令和8年度中に具体的な施策を開始する。

#### (3) 契約条件等

##### ア 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

##### イ 契約の種類

委託契約

##### ウ 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

### 2 業務内容

#### (1) 「山形市自律型人材育成行動計画（案）」の作成

基本計画に記載の17方針について、具体的な施策内容やスケジュール等を定めた「山形市自律型人材育成行動計画（案）」を作成すること。

作成に当たっては、各方針の優先順位、運用までに必要な期間・費用及び効果等を考慮した上で、施策の運用及び運用までの準備期間を含めた全体スケジュールや各方針の実現に向けて必要な工程及び方法等を記載した内容とすること。

#### (2) 先行実施及び運用開始に向けた導入支援

##### ア 1 on 1 ミーティングの導入支援

基本計画の対応方針を推進するため、令和8年度中の先行実施を予定している1 on 1 ミーティング（部下の成長支援を目的として上司と部下が定期的に行う面談）について、令和8年度中に先行実施できるよう、行動計画を作成した上で、仕組みづくりやマニュアルの作成等の導入支援を行うこと。

なお、導入に向けての研修（内容及び規模等は未定）は山形市にて実施する予定である。

#### イ その他施策の導入支援

上記アのほか、基本計画の対応方針の中で令和８年度中に先行実施できる施策、または、令和９年４月に即運用開始できる施策について、行動計画を作成した上で、具体的な導入支援を行うこと。

#### (3) その他

- ・ (1)及び(2)のほか、必要と認める項目について検討すること。
- ・ 庁内会議用資料として、令和８年１２月１８日までに、「山形市自律型人材行動計画」の素案を取りまとめること。

### 3 添付資料

資料１ 山形市人材育成・確保基本方針

資料２ 山形市自律型人材育成基本計画（概要版）

### 4 成果品の作成及び提出

本業務の成果品は次による。

| 名称        | 様式         | 数量 |
|-----------|------------|----|
| 業務報告書     | A４判、ファイル綴り | ２部 |
| 行動計画（案）   |            |    |
| 本編        | A４判、製本     | ５部 |
| 概要版       | A３判両面      | ５部 |
| 導入支援マニュアル | A４判、製本     | ５部 |
| その他資料     | A４判、ファイル綴り | ５部 |
| 電子データ（※）  | CＤ－Ｒ 等     | １部 |

※電子データのファイル形式は山形市との協議により詳細を決定

### 5 その他注意事項

- ・ 本要求水準書に定めのない事項については、市及び受託者との間で協議の上、定めるものとする。
- ・ 市が所有する情報・資料等については、本業務を遂行する目的にのみ使用することを条件に、必要に応じて提供するが、市の許可なく第三者に流布してはならない。
- ・ 成果物及び作業工程における書類等に対する一切の権利は、原則として市に帰属するものとし、市の承諾なく、他に公表、貸与、使用してはならない。